

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇨ 内職者に支払う加工賃

Q : 当社では、製品の加工を主婦の内職者に依頼しています。材料は当社が負担して、作業はそれぞれの自宅で行い、出来高に応じて加工賃を支給しています。この加工賃は給与として源泉徴収が必要でしょうか？

A : 源泉徴収の必要はありません。

【解説】

内職者が行う作業の加工賃は、次の要件を満たす場合、加工賃を受取る側にとって事業所得となり、源泉徴収の必要はありません。

- ① 作業場所は自宅であること
- ② 作業はそれぞれの自己の責任において行われ、会社から指揮監督を受けていないこと
- ③ 光熱費、通信費等の諸経費が内職者の自己負担であること
- ④ 不可抗力により材料が滅失したような場合の材料代は自己負担としていること。

したがって、その作業が自己の計算と責任によって行われている場合は、その作業に対する対価は事業所得となることから、御社の内職者に対する加工賃もこれに該当すると考えられます。

逆に作業者が、会社から空間的、時間的な拘束を受けている場合は、その作業に対する対価は給与所得となりますので、源泉徴収が必要となります。

なお、消費税の計算上、内職者に支給する加工賃については、課税仕入の対象となりますが、給与所得となるものについては、課税仕入の対象とはなりませんのでご注意ください。

